

幼保連携型認定こども園の認可基準について

平成25年12月26日

Index

. 基本的な考え方	2	食事の提供	26
. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論	3	園児要録・出席簿	30
1. 学級編制・職員		研修等	31
学級編制	3	職員会議	32
職員配置基準(学級編制基準)	5	運営状況評価	33
園長等の資格	7	苦情解決	35
その他の職員の配置	10	家庭・地域との連携、保護者との連絡	35
短時間勤務(非常勤)の職員の扱い	11	健康診断	36
2. 設備		感染症に係る臨時休業・出席停止	37
建物及び附属設備の一体的設置	12	子育て支援	38
保育室等の設置	13	. 既存施設からの移行の特例に関する考え方	39
園舎の階数、保育室等の設置階	15	. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点	
園舎・保育室等の面積	17	建物及び附属設備の一体的設置	41
運動場等の設置・面積	18	職員室の設置	42
調理室等の設置	29	園舎・保育室等の面積	43
その他の設備	23	保育室等の設置階	45
3. 運営		運動場等の設置・面積	47
平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、		運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)	49
秘密保持等	24	運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)	50
教育時間・保育時間等	25		

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。(既存施設からの移行の特例については、[表1](#)を参照)

(具体的な方針)

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ。
 - 幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
 - 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。
- 改正認定こども園法における整理に従い、以下の事項を「従うべき」基準、それ以外の事項を「参酌」基準と整理する。

(「従うべき」基準)

- 学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
 - 保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
 - 運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- なお、職員配置等に関しては、給付等の公定価格や財源の確保との関連が強い事柄であり、公定価格の議論において整理する。

本資料で整理される各個別論点の内容については、法制的な整理の結果、「設備及び運営に関する基準」ではなく、「認定こども園法施行規則」等に定めるものがあり得る。

II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論点

1. 学級編制・職員

学級編制

幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○ 学級を編制することが前提。○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	<ul style="list-style-type: none">○ 規定なし
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none">○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

主な意見

- 保育を必要とする2歳児が満3歳に達した場合の学級編制の取扱いをどのようにするのか整理が必要。
- 学級編制は教育上極めて重要。
- 学級を編制しつつ異年齢活動の良さにも配慮願いたい。
- 満3歳以上はしっかりと教育を行う方針とそのため学級を置く案に賛成。
- 「共通の4時間程度」は、保育の必要性の有無で分けるのではなく、一体的に捉えるべき。
- 地域の実情を踏まえた対応ができる本案に賛成。
- 年度中は同じクラスを維持できる方が良いのではないか。
- 長時間・短時間保育の園児を同じ扱いとすることが本当に平等なのか。保育環境の違いを考慮し、柔軟に扱えないか。
- 満3歳の子どもに関しては園の状況に応じて、また、異年齢児の学級編制は、地域の実情に応じて弾力的に取り扱うことに賛同。
- 活動によっては異年齢での協働や交流経験が、教育上からも効果があり有意義なものとなることが明確に周知されるべき。

<主な意見>の赤字部分は、前回の基準検討部会におけるご意見。

【対応方針案】

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。
(上記以外は、学級編制を求めない。)
- 保育認定を受けない1号子ども(注)も保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。
- 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができる弾力的な取扱いを認める。
- 学年途中で満3歳に達した子ども(3号子どもから2号子どもへの職権による変更)の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。

(想定される対応例)

年度中は3歳未満児クラスに残る
3歳児学級(年少)へ移る
3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等

年齢に応じた給付に対する考え方(年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等)については、公定価格の議論において検討する。

(注)本資料上においては、子ども・子育て支援法第19条第1項に基づく認定区分について、以下の略称を用いている。

- 1号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合
- 2号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合
- 3号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合

職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	<p>1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。</p> <p>特別な事情があるときは、当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。</p> <p>必要職員配置数の算定方法に関する規定はなし。</p>
保育所	<p>保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。</p> <p>必要職員配置数の算定式は以下のとおり。</p> <p>年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入</p> $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/20) + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30\}$
認定こども園 (現行)	<p>短時間利用児:幼稚園と同じ(35:1)、長時間利用児:保育所と同じ。</p> <p>必要職員配置数の算定式は以下のとおり。</p> <p>年齢別、利用時間別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入</p> $\text{必要配置数} = (0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3 \sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35) + (3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20) + \{(4\text{歳及び}5\text{歳の長時間利用児}) \times 1/30\}$

主な意見

II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論点(1. 学級編制・職員)

- 学級編制基準は、1クラス30人以下にしてみたい。
- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは1人でも対応できるようにすべき。
- 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。
- 学級に置かれる専任の教諭については、教育課程が終わったあとにローテーションに入ってしまうと、教材研究等の時間が確保できなくなるため、教員配置についてはその点の配慮が必要。
- 長期休業中に災害等が発生した際には、児童福祉施設としての役割が担えるよう、職員配置も考えるべき。
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。
- 満3歳以上の学級には、専任職員1人は義務付けた上で、それ以外の職員についても、教材開発や園内研修の時間が確保できるようにすることが必要。
- 満3歳以上では保育所と同様に、職員配置基準を設定し、かつ、専任の教員を1人置く学級編制に対応することに賛成。
- 幼保連携型認定こども園の必須機能である保護者に対する子育て支援の職員配置の観点が抜けているのではないか。
- 現実30人以下で学級を運営しているところがほとんど。思い切って踏み込んで30人基準を定めてもよいのではないか。
- 1クラス30人程度を目標としつつ、現行の幼稚園の学級編制(1クラス35人以下)と調整していくことが検討課題となる。
- 学級編制は30人以下が望ましいと考えているが、大きな変更も必要になるため、長期的に考えていくことが必要。長時間利用の子どももいる認定こども園においては、まずは職員配置基準を適用させるということでもよいのではないか。
- 障害児の対応が課題となっており、職員の確保と受け入れ体制の強化をすべきではないか。
- 学級には「原則として専任の保育教諭を一人以上置く。」(保育教諭等として「助保育教諭」「講師」を含むのではなくできるならば専任保育教諭に限定すべき)という表現が新たな認可基準では望まれる。
- 職員配置基準で幼児30人に対して職員2人、3歳児については幼児15人に対して職員1人を望む。
- 学級編制基準が35人以下の場合、30人で編制してもいいのだが、公定価格上では30人で編制しているところに対しては、(35人でやっているところと比べて)なんらかのフォローが必要ではないか。
- 幼保連携型認定こども園特有の事情(1号・2号の合同保育、一体的設置の例外、小規模保育のバックアップ、保育教諭の配置による研修制度の充実等)から、それに応じた職員配置と加算が必要。
- 公定価格の議論と合わせた検討の際には、質を確保し向上させる観点から、職員配置基準は、例えば、0歳児3:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4・5歳児25:1を要望する。

【対応方針案】

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭()を1人置かなければならないこととする。
特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。
- 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

園長等の資格

幼稚園	<p>○ 園長は「教諭免許状(1)及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり(2)。</p> <p>1 専修・1種免許状のみ。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。</p> <p>2 園長の資格要件は、副園長・教頭にも準用。</p>
保育所	<p>○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。</p>
認定こども園(現行)	<p>○ 認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。</p>

(参考:教育職・児童福祉事業)

教育職	<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の校長、教員、事務職員、学校栄養職員の職等</p> <p>在外教育施設、外国の学校における に準ずる職</p> <p>少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職</p> <p>教育事務又は教育を担当する国家公務員、地方公務員の職</p> <p>外国の官庁における、 に準ずる職 等</p>
児童福祉事業	<p>運営費の運用上、以下のものが想定されている。</p> <p>(例) 児童福祉施設、国・都道府県・市町村において児童福祉に関する事務を取扱う部局 (児童相談所、福祉事務所)、学校、民生委員、児童委員 等</p>

(参考:「同等の資質」の具体の判断の取扱い)

幼稚園長	<p>【公立】 任命権者(市町村教育委員会等)が判断。</p> <p>(例) 保育所における勤務経験を、同等の資質がある者として認める等</p> <p>【私立】 設置者(法人の長等)が判断。</p>
保育所長	<p>【私立の運営費上の所長設置・未設置の判断基準の場合】</p> <p>保育所を管轄する都道府県知事、指定都市の長、中核市の長が判断。</p> <p>(例) 各種研修(保育所長研修、社会福祉施設長資格認定講習等)の受講をもって、同等の資質があると認める等</p>

(参考: 幼稚園長、保育所長の免許・資格の保有状況)

幼稚園長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率: 53.4% (平成24年度幼児教育実態調査) ● 免許・資格の保有状況(複数回答) (平成22年度学校教員統計調査、平成24年度幼児教育実態調査) 幼稚園専修免許 1.7%、幼稚園1種免許 38.6%、幼稚園2種免許 22.1% 小学校免許 17.8%、中学校免許 22.7%、高等学校免許 19.7%、保育士資格 29%
保育所長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率: 48.7% (ベネッセ教育総合研究所2012年10月～12月調べ) ● 免許・資格の保有状況(複数回答) (平成23年度保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書 日本保育協会) 保育士資格72%、幼稚園免許(2種含む)48%

主な意見

- 園長には、教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。
- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。
- 「一定の経験」は、教育職経験と児童福祉事業の経験の各期間を合算する取扱いが妥当ではないか。
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の資質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。
- 同等の資質を有する者についても園長資格を認めることに賛成。
- 園長資格の要件を固定化してしまうと、多様な人材確保が厳しくなるので「同等の資質」は必要。
- 組織のマネジメント能力と資格や現場経験は、必ずしも一致するとは限らないため、「同等の資質」のジャンルを残した上で、誰がその資質を認めたのか責任の所在をはっきりさせておく仕組みが現実的。
- 設置者が「同等の資質」を認める際の判断基準・指針を明確にすべき。
- 「人格が高潔で熱意があって…」というのは、曖昧ではないか。
- 「同等の資質」は、両方の免許・資格と経験を有することと同等にならないといけないので、免許・資格を有していない場合、例えば、幼稚園長、保育所長それぞれの研修を受けることなどで、学校教育・児童福祉の最低の概念を学ぶことを求めているかどうか。
- 園長研修等で資格内容が補えるのかは疑問。
- 「同等の資質」については、「当分の間」という限定表現の挿入が必要。長期的に今後の日本の保育幼児教育制度の将来を考えるならば、この原則が貫かれ、幼保連携型認定こども園は両資格併有の園長で担われていく方向性を示すべきであり、研修での代替は当面の移行と考える。
- 保育教諭との整合性からも猶予期間を5年間とし、両方の免許を取得するか、幼保連携型認定こども園園長研修(マネジメント等を含む)を受講することで園長の資格をみなすこととしてはどうか。
- 時限措置は不要という原案を支持。経過措置を設けるとしても「当分の間」であればいいのではないか。小学校校長が園長を兼ねる場合も現実的に多く、小学校接続の面からも大きい力がある。こういう人材の活用をする道は残すべき。見極める時間が必要。

主な意見 続き

- 例外的に「同等の資質」を認める方向に賛成。資格がある人材が集まりやすい地域とそうでない地域があるため、自治体の事情に合わせた対応が必要。運用上、「同等の資質」の具体的な判断基準を示していくことが重要。
- 5年後の検討の際には、資格取得を促すような条件整備が伴うことが必要。ただ、5年が目安ということではなく、「同等の資質」の人が、本当に「同等の資質」があることが示せるような条件整備が必要。
- 人格が高潔であることや熱意と高い識見を有することは、園長だけが求められているものではない。まずは「免許・資格を有し」という話が最初に来るべき。
- 「免許・資格の保有状況・研修の実施状況」の見直しを検討するだけでなく、両方の免許・資格を有し専門性を持つことを目指していくべき。
- 施行5年後を目処に見直す方向に賛成。5年後を目処に園長が免許・資格を併有していることが重要。
- 幼稚園は「同等の資質」を認めており、何か大きな問題が起きているわけではない。5年後見直しの際、両資格併有することに収束させるという結論ありきではなく、あくまで「同等の資質」を認めるかどうかという観点で議論をするべき。
- 園長の仕事は、人事管理、財務管理、保護者との関わり、事故・災害時の対応など、総合的な管理責任を伴う。設置者が「同等の資質」と判断するのなら、園を経営する者として認めることは当然ではないか。見直しの検討の際には、「同等の資質」の是非まで踏み込んで考えるのはいかなものか。
- 現職も含めて、なんらかの形で免許・資格を有するような仕組みを取り込んでいくことが必要。
- 管理職(園長、副園長、教頭)の中で、併有状況を確保するような対応も必要なのではないか。

【対応方針案】

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
 - 教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
 - 「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。
- ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。
- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。

運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。

国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。

施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。
- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は不要)。 ○ 主幹養護教諭・養護(助)教諭、事務職員を置くよう努める。 ○ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は必置。(学校保健安全法) <p>【参考】平成25年 学校基本調査 副園長2,926人、教頭1,857人、養護(助)教諭431人、栄養教諭48人 (幼稚園数13,043園)</p>
保育所	○ 嘱託医、調理員は必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園(現行)	○ 規定なし

幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置(任命し、又は委嘱することとなっている)となる。したがって、現在保育所に必置の「嘱託医」は「学校医」として整理。

参考:改正認定こども園法

第14条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

主な意見

- 教頭は必置とすべきではないか。
- 養護教諭は看護師を含み、栄養教諭は栄養士を含むようにしてはどうか。
- 食育、栄養管理、偏食、体調変化に対応した献立作りなどの観点から、3歳以上も自園調理にすべきと考える。そのため、栄養士を必置、あるいは加算すべき。
- 運営上のことを考慮し、施設の園児数に応じた区切りを設け、ある区切り以上は副園長や教頭を置くことが必要。
- 大規模園では、アレルギーの子どもも相当数いると考えられるので、栄養士の必置とまではいなくても置くことが望ましい。栄養士の加算というより、アレルギーに対する加算という考え方が必要。

【対応方針案】

- 副園長や教頭は、いずれかを置くよう努めることとする。
- 主幹養護教諭、養護(助)教諭、事務職員は置くように努めることとする。
置くよう努める職員等についての価格上の扱いについては、公定価格の議論において検討する。
- 調理員は必置とする。ただし、調理業務の全部を外部委託又は外部搬入する場合は調理員の配置は不要とする。

短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○ 教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。 (他の学校種と共通)
保育所	○ 保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

主な意見

- 短時間勤務ではなく常勤の保育教諭等がしっかりと子どもを見守るべき。
- 子育て世代の女性職員が多い保育の現場は特に、女性が仕事を継続しやすい短時間勤務の環境も大切ではないか。
- 常勤換算を検討するにあたっては、時間帯で偏りがないようにするべき。

【対応方針案】

- 保育教諭等は常勤とすることとし、講師については常時勤務に服さないこと(短時間勤務)ができることとする。
短時間勤務の配置基準上の扱い(常勤換算方法)は、現行の保育所における取扱いをもとに、公定価格の議論において検討。

2. 設備

建物及び附属設備の一体的設置

幼稚園	○ 規定なし(一体的設置を想定)
保育所	○ 規定なし(一体的設置を想定)
認定こども園 (現行)	○ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○ 建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合は、教育・保育の適切な提供、移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

主な意見

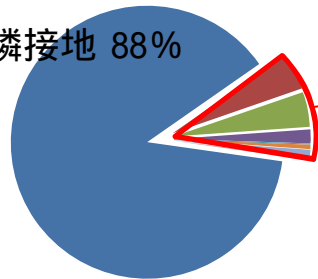
- 施設は、新設においては同一敷地内であることが望ましい。
- 例えば、運動量の異なる園児を物理的に分けることで園庭などでの安全性が確保できるなど、離れているメリットもある。距離要件を隣接に限る必要性は感じない。

【対応方針案】

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

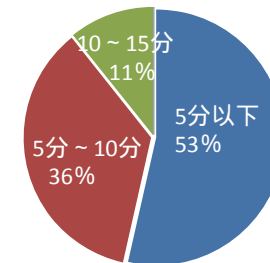
(参考) 現行の幼保連携型認定こども園の建物・附属設備の配置状況

同一敷地又は隣接地 88%



(施設間の直線距離)
公道を挟む程度 5 %
250m程度以下 4 %
250m ~ 500m 1 %
500m ~ 1500m 0.7%
1500m ~ 1.3%

施設間の移動における
(徒歩・カート・園バス等)の所要時間



(文部科学省・厚生労働省調べ 抽出率 53%)

保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員室、保育室、遊戯室、保健室(1)、便所は必置。 ○ ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 ○ 保育室の数は、学級数を下回ってはならない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置(2)。医務室、便所は原則設置。 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定こども園(現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室は必置。

- 1 幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、保健室が必置となる。したがって、現在保育所に必置の「医務室」は「保健室」として整理。
- 2 ほふくしない子どもに対しては「乳児室」を、ほふくをする子どもに対しては「ほふく室」を設けなければならない取扱いとなっている。

(参考:現行制度と対応方針案との比較)

	職員室	保健室 (医務室)	保育室	遊戯室	乳児室	ほふく室	便所
幼稚園	○必置	兼 ○必置	○必置	兼 ○必置	—	—	○必置
保育所	—	(2歳未満) ○必置	(2歳以上) ○必置	又は (2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置
新たな 幼保連携型 (案)	○必置	兼 ○必置	(2歳以上) ○必置	兼 (2歳以上) ○必置	(2歳未満) ○必置	又は (2歳未満) ○必置	○必置

主な意見

- 遊戯室は保育室と別に置くべきではないか。
- 体調不良の子どもが出てきたときに、隔離ができるような場所が必要。
- 乳児室「又は」ほふく室を置くのではなく、両方設置することとしてほしい。

【対応方針案】

幼稚園・保育所それぞれにおいて求められている保育室等については、全て設置を求めることとする。

(具体的な内容)

- 満2歳以上の子どもを受け入れる場合は、保育室、遊戯室をそれぞれ必置。ただし、特別な事情がある場合(例:遊戯室において、複数の学級が同時に活動すること等を妨げない場合等)は、保育室と遊戯室の兼用も可。
- 満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 満2歳未満の子どもを受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置。
- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例:養護教諭が置かれていない場合等、体調不良の子ども等の管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

園舎の階数、保育室等の設置階

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎は2階建以下が原則。特別な事情がある場合は3階建以上も可。 ○ 2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。ただし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の階数について規定なし。 ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。 ○ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)について、建築基準法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。 <p>「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、認可保育所の設置基準における待避用の屋外階段設置(保育室等が4階以上の場合)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、平成25年度中に検討し、結論を得ることとされている。</p>
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

(参考)各階に保育室等を置く際の耐火・防火の条件

	幼稚園	保育所
3階以上 保育室等	- (認められていない)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物(建築基準法) ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備、不燃仕上げ、非常警報設備、調理室の防火等)
2階 保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 ✓ 待避上必要な施設(建築基準法、消防法等で求められている施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 or 準耐火建築物 ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備等)
1階 保育室等	要件なし	要件なし

<主な意見:園舎の階数関係>

- 幼稚園と保育所の高い方の水準とする以上、保育室の設置階を3階以上とすることを認めるべきではない。
- 園舎は2階までとすることが望ましいと考えるが、都市部などへの配慮が必要ではないか。
- 防火対策としての検討のみではなく、津波対策として高台移転などの検討を行っている地域もあり、例外にも配慮願いたい。園舎の3階建以上を認めることは、南海トラフ大地震対策を抱えている自治体にとって心強い。
- 園舎の階数については、3階建て以上も可とするべき。

<主な意見:保育室等の設置階関係)>

- 都市部では大雨による浸水の危険も高い。2階を上限とするのが良いとは必ずしもいえないのではないが。
- 自力避難ができない子どもを3階以上に置いた場合に逃げられるのかという観点をまずは考えるべき。例えば、小さい子どもを上の方から逃がすことができるのかというところを、毎月チェックされた上で、可能であれば可とするようにするべき。
- 洪水等の場合は、保育室が2階以下に設置している方が災害のリスクが高い場合もある。防火対策は、基準に沿った避難経路の設定や避難訓練の実施などで、2階以上であっても安全に避難する対策が可能。
- 日常的に園庭を利用しやすいように、保育室は2階までの設置階とするような環境を重視してほしい。
- 土地の確保が困難な都市部においては、複合施設(例:1F店舗、2F~保育室)の一部として設置する場合も想定されるため、3階以上の設置を認めるべき。
- 既存特例でこれまでの基準を容認していくことは現実的であってもいいが、新設基準まで「低い質」をとることに疑問。高い場所に保育室がある場合、大地震の際には、エレベーターも停止し、どのように自力避難できない乳幼児を避難させるのか。都市部では土地がないからという理由だけで、高層階に子どもを押し込めていくことを制度として容認するのは疑問。

【対応方針案】

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合(例:地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。
 - 保育室等の設置階(1)については、
 - 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等(2))を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は**原則(3)**不可。)
- 1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。(従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。)
 - 2 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。
 - 3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件(P21 - 3運動場の設置・面積(屋上の取扱い)参照) ~ を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

園舎・保育室等の面積

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定。 【1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増】 ○ 居室の種類に応じた面積基準について規定なし。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎面積について規定なし。 ○ 居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 【乳児室:1人につき1.65㎡以上】 【ほふく室:1人につき3.3㎡以上】 【保育室又は遊戯室:1人につき1.98㎡以上】 <p style="margin-left: 2em;">居室の面積基準については、東京等の大都市部等の一定の地域に限り、一時的措置として、国の基準を「標準」とする特例が設けられている。</p>
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準と同じ。 ○ 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。

主な意見

- 日本の保育室等の面積は、国際的には非常に低い水準となっていることに留意すべき。

【対応方針案】

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園基準を満たすこと。
- 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。

- 1 運動場等の設置・面積

幼稚園	<p>運動場は必置。 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 学級数に応じた面積基準を規定。 【1学級:330m²、2学級:360m²、3学級:400m²、4学級以上:1学級につき80m²増】</p>
保育所	<p>満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置。 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)は保育所と隣接する必要はない。 入所者1人当たりの面積基準を規定 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3m²以上】</p>
認定こども園 (現行)	<p>屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあつては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。)</p> <p>○ 次の面積基準をともに満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上 • 満3歳以上に係る幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3m²の合計の面積

主な意見:設置場所関係

- 運動場は子どもの日常的な遊び場として、幼児が自主的に主体的に環境に関わる活動との連続性から考えると、園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認める等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。
- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。
- 原則は同一敷地・隣接地だが、代替地や屋上利用について議論することも重要。ただ、公園を排他的に利用することは、在宅子育てや市民との間の調整と留意が必要であり容易ではない。
- 都市部など一部で土地の確保が厳しい場合、離れた場所も認めてはどうか。
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないか。
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。

主な意見:面積関係

- 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。【再掲】

【対応方針案】

- 園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置とする。
- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

- 2 運動場等の設置・面積(代替地の取扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	代替地利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 代替地について、保育所関係者が所有権、地上権、賃貸権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
認定こども園 (現行)	幼保連携型・保育所型・地方裁量型は、代替地利用が可能。 その際、以下の要件を満たす必要あり。 子どもが安全に利用できる場所であること。 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。 面積基準を満たすこと。

主な意見

- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。これらを保障できる空間として、代替地・屋上が代替可能かどうかを議論すべき。
- 都市部の公園は複数の園が一斉に活動するなど十分な場所の確保が厳しい状況。地域住民も利用する場であるため、利用の調整には行政が間に入ることが重要。
- 都市部など一部で土地の確保が厳しい場合、離れた場所も認めてはどうか。【再掲】
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。【再掲】
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないかと。【再掲】
- 質の高さは面積だけではないのではないかと。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。【再掲】
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。【再掲】
- 保育所、現行の認定こども園が代替地、屋上は認められるのに、新設の幼保連携型認定こども園は不可とする根拠がもう少しほしい。原則不可でもいいが、都市部でも増やしていくという観点から、工夫を検討していくことは必要。**子どもの立場から考えても、施設によって基準が異なるのは不平等ではないか。**

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。

実際の公園等の利用を妨げるものではない。

- 3 運動場等の設置・面積(屋上の取扱い)

幼稚園	屋上を運動場とすることは不可。
保育所	用地が不足する場合に限り、屋上利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 耐火建築物であること。 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。等
認定こども園 (現行)	保育所と同様。

主な意見

- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。これらを保障できる空間として、代替地・屋上が代替可能かどうかを議論すべき。【再掲】
- 代替地や屋上は、「園庭」の概念に沿っていると判断できれば認めてもいいのではないか。【再掲】
- 子どもの安全性や情緒的な安定、災害時の避難誘導を考慮すれば、2階の屋上使用までとすべき。
- 屋上園庭の中でも、例えば、保育室と出入り自由であり、畑や砂場、手洗い設備等も備えるような場合、教育的観点である「子どもが自ら主体的に自由に利用できる身近な環境の実現」が担保されていると考える。このようなケースは園庭として認めるべき。

【対応方針案】

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上(バルコニー等を含む。)の面積算入は**原則** 不可とする。

ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。

耐火建築物であること。

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。

防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。

地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。

保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。

園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。

- 4 運動場等の設置・面積(名称)

幼稚園	運動場 (他の学校種も「運動場」としている。)
保育所	屋外遊戯場
認定こども園 (現行)	屋外遊戯場

主な意見

- 「運動場」は、学校教育上の運動場という印象が強くなる。幼児期は、身体の発達を目的とするだけでなく、動植物や自然環境に触れるなど自らの意思で自由に活動する空間を保証してあげることが必要であり、そういう意味で「園庭」としてはどうか。
- 単なる運動をする場ではなく、自ら関わっていく教育環境として意味がある大切な場所であるため、「園庭」としての意味をしっかりと位置づけてもらいたい。
- 「園庭」の名称が中立的でよいのではないか。
- 名称は、基準上は「運動場」であっても、通称として親しみやすい「園庭」とするなど柔軟に対応できればいいのではないか。
- 単純な運動と遊戯ではなく、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の教育・保育の実現のために必要な環境として「園庭」というものを、同一敷地内あるいは隣接する位置に置くことが大事。【再掲】
- 名称変更は、新設の幼保連携型認定こども園だけでなく、保育所、幼稚園ともに同一の名称へと変更し、すべての園が改めて園庭の果たす役割や重要性を自園の保育・教育機能の観点から見直すものとなるよう周知されるべき。

【対応方針案】

認可基準上の運動場・屋外遊戯場の名称は、必要な設備として求められる本来の役割(運動による身体の発達を目的とすることに加え、環境を通じた教育・保育を実現するための場として、幼児が自然と触れ合う体験などを通じて主体的に様々な遊びを幼児自身によって試し創造するなど、自らの意志で日常的に活動できる場所であること等)を考慮し、よりふさわしいものとして「園庭」とする。

調理室等の設置 (「3.運営 食事の提供」とあわせて後述)

その他の設備

幼稚園	飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ○ 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗淨用設備、図書室、会議室は、設置に努める。
保育所	○ 規定なし
認定こども園(現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置とする。
- 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗淨用設備、図書室、会議室は、設置に努める。

3. 運営

平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○ 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○ 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

主な意見

- 平等取扱い等の規定に賛成。
- 子どもたちの基本的な人権を尊重するためにも原案に賛成。
- 差別的取扱いの禁止に関して、「性別・障害」についても加えてはどうか。

【対応方針案】

- 基本的に、保育所と同様とする。

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学期の区分・長期休業日を設ける。 ○ 毎学年の教育週数は39週数を下らない。 ○ 1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開所日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則(自主的な休所日もあり)。(運営費の積算) ○ 1日の開所時間は、原則11時間。(延長保育事業における取扱い・運営費の積算) ○ 1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園(現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定める。 ○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○ 保育に欠ける子どもに対する1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。

主な意見

- 日曜・祝日以外は全て原則11時間開所する原案に賛成。それを実現するために必要な公定価格とすべき。
- 現在の検討状況として、保育短時間は最長8時間、保育標準時間は最長11時間とされているが、施設運営に差がでないような形を原則としながらも、短時間就労者の働き方にあった保育を受けられるような仕組みが必要。
- 教育時間は、1日の全体を通して流れるものであり、標準としての時間は定めるとしても、保育機能としての広い意味での教育は、子どもが帰宅するまで続くため、教育時間を実際にどのように確保するのかについては、現場の実情にあわせて弾力的な取扱いを認めるべき。
- 幼児教育という観点からは、教育時間は「4時間」の設定が現場はスムーズだと考えている。それ以外の時間を保育とらえた方が明確ではないか。

【対応方針案】

- 1年の開園日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日を原則とする。
- 1日の開園時間は、原則11時間とする。
- ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。
- 満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。
- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は、39週を下回らないこととし、学期の区分、長期休業日を設けることとする。
- 夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。

保育認定の2号子ども・3号子どもに対する教育・保育を提供する時間については、現行の保育所における基準(原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。)等を踏まえ、公定価格や保育の必要性の認定における保育必要量の区分に関する議論と整合性を図りつつ検討。

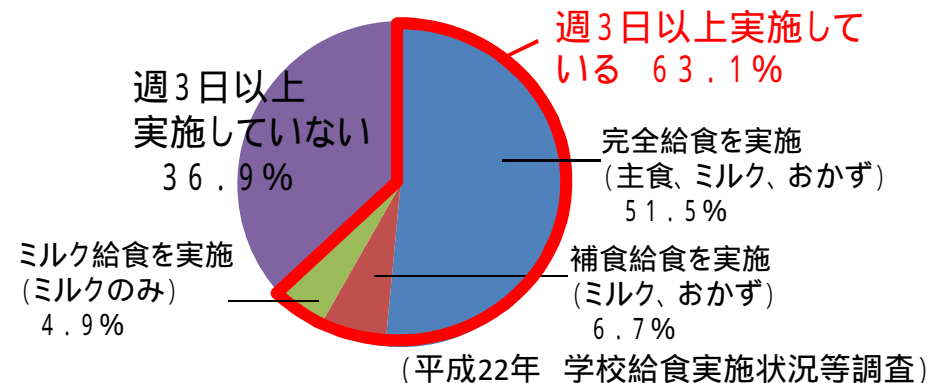
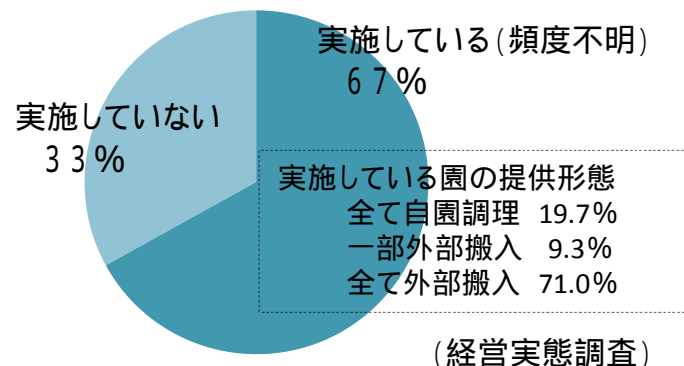
- 1 食事の提供(提供範囲)

幼稚園	○ 食事の提供範囲に関する規定はなし。
保育所	全ての在園児に対する食事の提供が前提。 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。
認定こども園(現行)	食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。

主な意見

- 食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- 保育時間の長短で処遇に差があってはいけない。基本的には全ての子どもに食事の提供をすべきではないか。
- 1号・2号が混在している認定こども園で食事の提供の有無に差が生じるのは好ましくないのではないか。
- 調理室の設置や食事の提供について、2号・3号の扱いと1号を分けるかどうかは、園の判断に任せてはどうか。
- 学級編制も1号と2号とで一体的な編制を求めるのだから、食事の提供も1号と2号で差をつけないということが必要。
- 全ての子どもへの公平という考え方から、1号子どもの食事の部分も公定価格の対象にしてほしい。
- 子育ての一義的責任は保護者にあるということだが、食事の提供義務は誰にあるのか、議論されていないのではないか。

(参考: 幼稚園の給食実施状況)



【対応方針案】

- 食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども・3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。
食事の提供に係る費用の取扱いについては、公定価格の議論において検討する。

- 2 食事の提供(提供方法)

幼稚園	○ 提供方法に関する規定はなし。
保育所	<p>食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。 ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。</p> <p>食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。</p> <p>栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。</p> <p>食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。</p> <p>当該特区については、平成28年に構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価を実施予定。 弁当持参は不可。</p>
認定こども園 (現行)	<p>食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。</p> <p>弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)</p>

主な意見: 自園調理・外部搬入関係

- 0～2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- 外部搬入は、保育の公的費用が捻出できない中で保育園を増やすために特区で認められた苦肉の策。既存施設への特例なら検討できる余地があるとしても、新設の園に外部搬入を認めることは違和感がある。
- 質や機能が高い幼保連携型認定こども園にあまねく外部搬入を認めていいのか。
- 子どものアレルギーや偏食を考えると、自園調理によって問題を解決をし、食育の環境を守ることが好ましい。
- 食育、栄養管理、偏食、体調変化に対応した献立作りなどの観点から、3歳以上も自園調理にするべき。
- 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。
- 0～2歳は自園調理とすべきと考えるが、3歳以上は外部搬入可とする提案は現実的。
- 3歳以上の外部搬入可について賛成。
- 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。
- 幼稚園、保育所、認定こども園ともに自園調理をして調理室を設置すべき。

主な意見: 弁当持参関係

- 幼稚園によっては、週3日給食、週2日弁当という園もあり、現状様々である。食事の提供方法は、園の判断に任せてもよいのではないかと。給食か弁当かは園の判断に任せても良いのではないかと。
- 食事の提供について、アレルギーなどの問題から、弁当持参という選択肢もあるのではないかと。
- 提供義務の園児に対しても弁当持参を認めてはどうか。
- 食事の提供は、「食文化」と出会う大切な場。弁当持参は柔軟性を持つことが大切。そうしたことから弁当持参は、お弁当を持参したいという方にはしていただくとか、園で年1回や2回はみんなでお弁当をもってくるといった柔軟性も大切。
- お弁当にしたいというニーズは余りないと思うが、宗教上の問題などの可能性が出てくると思うので、その余地は残すべき。

【対応方針案】

- 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。
- 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。
- 食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

(内容の都合上、「2.設備」部分を一部挿入)

2. 調理室等の設置

幼稚園	○ 給食施設を備えるように努める。
保育所	○ 調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり) 備えるべき具体の設備内容等は、食品衛生法に関する条例等において定められている。 ○ 外部搬入の場合は、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。具体には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有することを想定。
認定こども園 (現行)	○ 保育所の基準と同じ。 外部搬入の場合に必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて、衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。

主な意見

- 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。
- 調理室の設備や調理師等の配置基準を示すべきではないか。
- 幼稚園、保育所、認定こども園ともに自園調理をして調理室を設置すべき。【再掲】

【対応方針案】

- 自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置(1)を原則とする。
1 備えるべき具体の設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。
- ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満(2)である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。
- 外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(2)調理室の設置を求めるにあたっての留意点

- 現行の保育所の最低定員は、20人であるため、食事を提供すべき子どもが少なくとも20人存在する。
- 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最低定員は20人であるが(社会福祉事業の最低定員)、ここには、食事の提供が必ずしも行われない教育標準時間認定の子ども(1号子ども)も含まれることが考えられる。
- そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることになる可能性があることに留意。

(再び「3.運営」について)

3. 園児要録・出席簿

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園幼児指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)、出席簿を作成しなければならない。 ○ 幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。 ○ 保育所児童保育要録を保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。 ○ 進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付することを求めている。

主なご意見

- 園児要録(仮称)はぜひ実現すべき。

【対応方針案】

- 全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成することとする。
- 在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。

研修等

幼稚園	<p>○ 規定なし</p> <p>(参考)研修関係の法律事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。学校の教員は、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適性が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。【教育基本法】(公立・私立) ● 教育公務員は、その職責を遂行するため、絶えず研究と修養に努めなければならない。【教育公務員特例法】(公立) ● 教育公務員の任命権者は、研修施設、研修を奨励するための方途、研修計画を樹立し、その実施に努めなければならない。【教育公務員特例法】(公立) ● 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【教育公務員特例法】(公立)
保育所	<p>○ 職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。</p> <p>○ 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
認定こども園 (現行)	<p>○ 教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。</p>

主なご意見

- 保育・教育に従事する者だけでなく、施設の職員全体に対する研修の機会の確保や資質向上が記載されることに賛成。
- 研修時の代替職員の手当等、財政的支援が不可欠であり、この点と併せて検討すべき。
- 質の向上のためにも、要領に基づいた研修や評価制度が必要。
- 児童福祉法と学校教育法に依拠し、併せて子育て機能をもつ幼保連携型認定こども園において保育にあたる保育教諭には、その他の施設よりも高い水準の研修が必要。
- **研修機会が確保できる体制整備を実現するための公定価格とするべき。**

【対応方針案】

- 教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。
- 施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。

職員会議

幼稚園	○ 職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。
保育所	○ 規定なし
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

主なご意見

- 質の向上の観点からも、職員会議は幼保連携型認定こども園では必置とすべき。

【対応方針案】

- 職員会議については、幼稚園と同様とする。

運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 ○ 自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)の実施・結果公表は努力義務。実施した場合、結果の設置者への報告は義務。 詳細は「幼稚園における学校評価ガイドライン」(平成23年改定)
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営に関する自己評価・結果公表は努力義務。 詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」(平成21年3月) ○ 福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業の受審が推進されている。 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、評価期間と評価者の質の向上等や保育所における第三者評価の受審率目標等について検討を行うこととされている。
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める。

主な意見

- 自己評価がより質の向上につながるよう検討すべき。
- 評価は必要としても、幼稚園では、直接契約により利用者の評価が反映される点も考慮すべき。
- 幼稚園は、保護者が選択しているという点で一定の評価を受けていることについては理解できるが、子どもの視点からの自己評価はやはり必要。
- 自己評価はもとより、関係者評価または第三者評価も進めるべき。
- 地域の子育て支援の機能についても、評価する仕組みを検討すべき。
- 自己評価と結果の公表は、子どもや親にとっての利益のみならず、園が自立するためにも行うべきであり、義務づける原案に賛成。
- 関係者評価や第三者評価は、まずは努力義務とする原案に賛成。
- 利用者が判断しやすいよう、評価基準を統一的に設けるべき。
- 第三者評価、結果の公表については義務付けとすることが望ましい。一方で、現状の第三者評価機関の数も限られる等のことから、当面の猶予期間等も考慮される。自己評価は毎年実施することとしてはどうか。

【対応方針案】

- 運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は、義務付けることとする。
- 関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。
第三者評価については、公定価格の議論において費用負担を検討。

(参考:各評価の内容、義務付け)

	幼稚園	保育所
自己評価	【義務】 園長のリーダーシップの下、当該園の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らし、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価。	【努力義務】 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努める。
関係者評価	【努力義務】 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。	
第三者評価		【努力義務】 国の評価基準ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って行う都道府県推進組織の認証を受けた第三者評価機関が行う評価。

苦情解決

幼稚園	○ 規定なし
保育所	○ 入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。
認定こども園 (現行)	○ 規定なし

【対応方針案】

- 保育所と同様とする。

家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	○ 家庭・地域との連携協力の努力義務。【教育基本法】 家庭・地域社会との連携方法について、幼稚園教育要領に具体的な定めあり。 学校運営の状況に関する情報の積極的提供の義務。【学校教育法】(注) ○ 学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱)を置くことができる。
保育所	○ 地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○ 保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。 保護者支援・保護者との相互理解等について、保育所保育指針に具体的な定めあり。
認定こども園 (現行)	○ 家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。

(注) 改正認定こども園法において、同様の内容を規定している。

主なご意見

- 学校評議員は、質の向上の観点からも幼保連携型認定こども園では必置とすべき。

【対応方針案】

- 現行の幼稚園、保育所、認定こども園に係る規定について、全て包含するような内容を規定する。

健康診断

幼稚園	○ 健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○ 健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園(現行)	○ 規定なし

主な意見

- 厳しい基準に合わせることに賛成。
- 幼稚園では年1回で支障がないことに鑑み、施設で過ごす時間の違いや0～2歳と3～5歳の違いに応じて異なる扱いとしてはどうか。
- 新制度では、健康診断に要する費用の公的支援を行うべき。
- 1歳や3歳には公的な定期健診がある。このような機会を兼ねることで負担軽減してはどうか。
- すべての子どもに対して年2回は必要ない。従来の幼稚園児は1回で十分。年齢区分もひとつの案。
- 年齢に応じて回数を設定するべきで、3歳以上は年に1回でもいい。0～2歳の頃は、食物アレルギーが始まったり、誤った育児の方法で低体重の子どもがいたり、感染症も頻繁に起こす。園医と保育者とのコミュニケーションの機会が必要であり、こまめに見ていくことが必要。子どもは継続的に診ていくからこそ異常が発見できる。
- 0～2・3歳は年2回、4・5歳は保育の必要性に関わらず年1回にするなど、年齢による区分案が経費的な面を考えると妥当ではないか。
- 1号子どもは最低年1回とし、2回以上を希望する施設は加算で措置する案はいかがか。施設が年1回で足りると判断した場合は、それを認めて頂きたい。
- 健康診断と乳幼児健診は、しっかり連携していけば質の高い健康診断になるものと考え。乳幼児健診の結果を園と共有するなど、連携方法を検討するべき。

【対応方針案】

- 保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。
公定価格の議論において、費用負担について検討。

感染症に係る臨時休業・出席停止

幼稚園	○ 学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○ 園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法)
保育所	○ 規定なし
認定こども園(現行)	○ 規定なし

主な意見

- 感染症が発生した場合の休業等に係る判断をどうすべきか。
- インフルエンザに代表される感染症等における学級閉鎖等の問題や、災害時における閉所措置等に関しては、行政指導も含めて幼保連携型認定こども園の性格にあった固有の新しいルールが必要。

【対応方針案】

- 感染症に係る臨時休業や出席停止については、学校保健安全法が準用されるため、幼稚園と同様。
- 感染症に係る臨時休業を行った園に通う、感染していない2号・3号の子どもの保育を継続する方策、具体的な配慮事項等について、別途検討する。

子育て支援 (認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○ 家庭及び地域における教育の支援に努める。(学校教育法)
保育所	○ 乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法)
認定こども園 (現行)	<p>○ 認定こども園で行う子育て支援事業の種類については、以下を規定。(認定こども園法施行規則)</p> <p>相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 一時預かり的な事業 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言</p> <p>子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意の上、実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 • 子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。 • 子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。 • 教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。

主な意見

- 認定こども園が実施義務を負う地域の子育て支援について、質の確保の基準は設けないのか。
- 地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とした子育て支援は重要な活動。
- 保護者の意識等の向上を目的とした支援も必要ではないか。
- 現行制度で必須となっている機能ではあるが、財源の保障がないことでその役割を果たしづらい。より質の高い子育て支援を提供することで、少子化の流れを改善できると考えるため、そのためにもきちんとした財源を保障することが重要。
- 市町村事業や地域型保育、地域子育て支援機能との整合性を図りながら施設と連携して行えるような仕組みが必要。

【対応方針案】

- 具体的な子育て支援事業の種類・内容やその運営基準等については、公定価格等の議論と合わせて検討。

Ⅲ. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

(1) 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園)から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、「基本的な考え方」の質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。
その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

(2) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

(設置パターン別の基準適用イメージ)

施設の設置パターン	認可基準
<p>【新設】 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>○ 幼稚園又は保育所の高い水準を原則</p>
<p>【既存施設からの移行】 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>○ 新たな基準に適合するよう努めることを前提として、設備については、基本的には、幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)のいずれかの基準を満たすことで足りる等の特例 ○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ</p>
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<p>新たな基準に適合するよう努めることを前提に、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める経過措置 ○ 上記特例以外は、新設の場合と同じ</p>

主な意見

- 経過措置の期間は明確にすべき。基本的には5年が常識ではないか。ただ、運動場の必置については、5年で厳しいのであれば10年ぐらいは経過措置を設けてもいいのではないかと。
- 運動場、調理室などのハード面については、現行の特例が引き継がれるとよいと思う。
- 新設の場合の要件を踏まえながらも、移行措置については、現実に即しながら、しかし、安全を確保したうえで一定の移行の緩和が現実的ではないか。全般的に子どもたちの視点に立ち厳しくも最大限考慮されており望ましい方向性ではないか。
- 移行特例は必要だが、緩和することが質の低下をもたらすようなことにならないように整理していくことが必要。
- 移行特例は論理矛盾である。とはいえ、真に質の低下をきたさないような特例というものを、それぞれの地域において必要な範囲内で検討する、という考え方はあってしかるべき。認定こども園の数は増えてほしいと思っているので、「弾力的な取扱い」は大事。目的に合っているのであれば、それを代替するような措置は柔軟に認めていくのが良いのではないかと。
- 移行特例期間が長く残ることはダブルスタンダードになり好ましくない。期限は明確に区切るべき。
- 「高い基準」を貫くことが必要だが、移行促進の要請もあるわけだから、柔軟な姿勢をとることに反対ではない。ただし、年限を切って、移行を促進すべき。特例期限を設けないのであれば特例に反対。
- 移行特例の効果が数値で示されたことによって、移行しやすい環境が示されたと感じている。
- 幼稚園・保育所からの移行特例については、10年の移行期間に、実質的に基準を確保することについて努力義務として推進するというのであれば、原案に了解。
- 現実に、幼稚園・保育所があり、それらが移行しやすい環境を作るなどということはおかしい。特に、移行特例として仮に10年間で新基準に適合させるということであれば、移行を希望する幼稚園・保育所に対して、相応の補助やインセンティブを整えるべき。
- 幼稚園・保育所それぞれの基準に配慮しながら、移行しやすい制度の構築が望まれる。ただし、教育・保育の質の低下を招かない視点が必要。

IV. 既存施設からの移行の特例に関する個別論点

建物及び附属設備の一体的設置

【参考】新設の対応方針案(P12)

- 新たな幼保連携型認定こども園は「単一の施設(1つの認可)」となるため、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。

主な意見

- 既存施設からの移行については、新設と同様に単一の施設あるいは隣接することを求めるべき。
- 現行法上で一体化していた子どもの生活が分断することや、新しいハードを作らずに運営を続けるための考え方を整理する必要があるのではないか。


	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱い) 連携施設タイプの 幼保連携型、幼稚園型	<u>「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該幼稚園又は保育所の土地や施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(幼稚園・保育所の両方を廃止し、当該幼稚園・保育所の土地や施設を活用する場合も含む)</u>
内容	建物及びその附属設備が同一の敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内がない場合は、 教育・保育の適切な提供 子どもの移動時の安全確保 を満たす必要あり。 【認定こども園設備運営基準】	以下の要件を全て満たす場合においては、建物及びその附属設備が同一の敷地内でない場合であっても設置可。 教育・保育の適切な提供が可能であること 子どもの移動時の安全が確保されていること <u>それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育・保育を提供する子どもの数や当該子どものために編制する学級数に応じて、必要な施設・設備()を有していること。(なお、既存の幼稚園又は保育所が所在する敷地部分については、それに応じた移行特例が活用できるものとする。)</u> <u>調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。</u>

(注) 「移行特例の対応方針(案)」欄の青字部分は、現行の移行特例の内容と異なる部分を示す。

職員室の設置 (. 2 . 設備 保育室等の設置)

【参考】新設の対応方針案(P14)

- 受け入れる子どもの年齢にかかわらず、職員室、便所は必置。
- 特別な事情がある場合(例: 養護教諭が置かれていない場合等、子どもの管理上、職員室と兼ねている方が望ましい場合等)は、職員室と保健室の兼用も可。

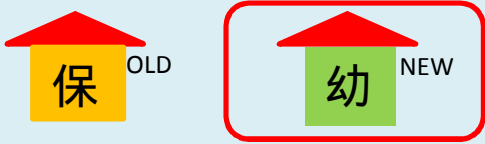
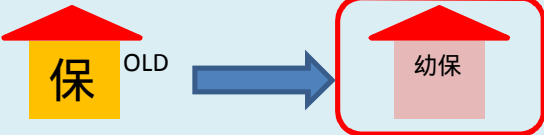
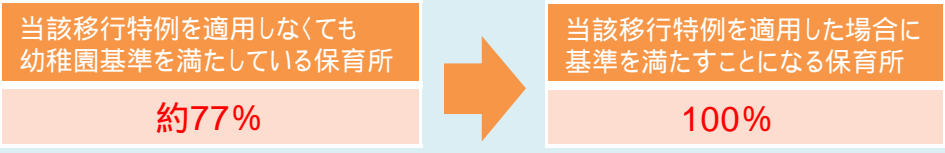
	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p>  <p>など</p>	<p><u>移行特例なしとする。</u></p>
内容	<p>職員室として必要とされる機能が適切に担える場合には、兼用を認める取扱いとして差し支えない。</p> <p>〔2施設で構成されているため、双方において職員室相当の部屋が設置されている場合も想定されており、特例はそれらの兼用を認めているもの。〕</p> <p>〔「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」(平成18年9月15日付 文科省幼児教育課長・厚労省保育課長通知)〕</p>	<p>〔新たな幼保連携型認定こども園は単一の施設となり、職員室1つが必置となるため、兼用の移行特例は不要。〕</p>

【参考】新設の対応方針案(P17)

園舎面積、保育室等の面積については、いずれも満たすことを求める。

- 園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準を満たすこと。
- 各居室(乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)の面積は、保育所基準を満たすこと。


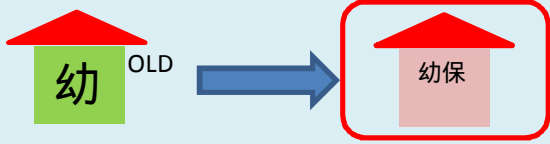
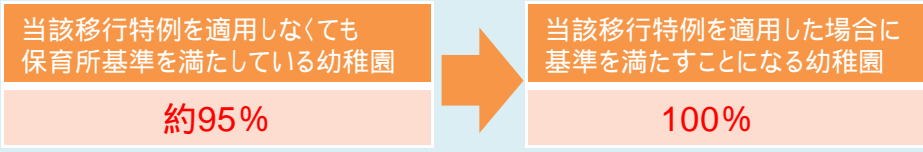
(園舎面積の特例)

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
<p>対象</p>	<p>「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「保育所」 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの 「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築()を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</p> 
<p>内容</p>	<p>満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡)以上である場合は、幼稚園設置基準の園舎面積(1学級:180㎡等)の規定を適用しないことができる。</p> <p><small>[幼稚園設置基準]</small></p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>(満3歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積が、保育所基準(子ども1人につき1.98㎡以上)を満たしている場合は、園舎面積を満たさなくてもよい。)</p> <p>【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値</p>  <p>保育所が保育所基準を満たしていることが前提</p>

新築:建築物のない更地に新たに建築物を造る場合や、既存の建築物を除却した後に、用途・規模・構造・間取りなど異なる建築物を造る場合

(参考)経営実態調査 保育所の幼稚園基準(園舎面積)を満たす割合は、77.4%。


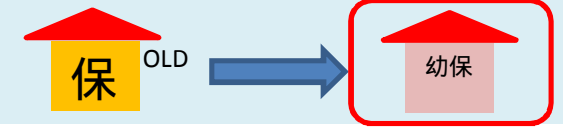
(保育室・遊戯室の面積の特例)

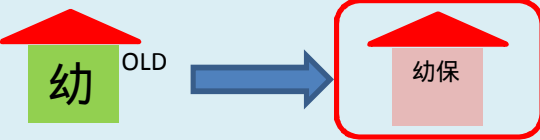
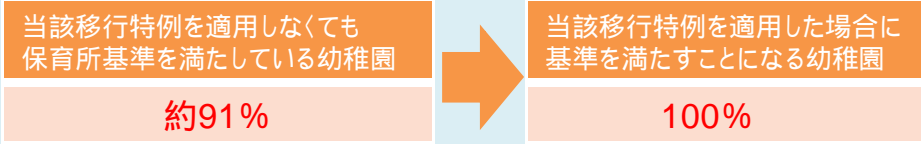
	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
<p>対象</p>	<p>「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」 これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの 「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、<u>当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</u></p> 
<p>内容</p>	<p>園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180m²等)以上である場合は、保育所設備運営基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき1.98m²)の規定を適用しないことができる。</p> <p><small>(児童福祉施設設備運営基準)</small></p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <p>(園舎面積(満3歳未満の乳幼児の保育の用に供する施設設備の面積を除く)が、幼稚園基準(1学級:180m²等)以上である場合は、保育室又は遊戯室の面積を満たさなくてもよい。)</p> <p>【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値</p>  <p>幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提</p>

(参考) 経営実態調査 幼稚園の保育所基準(園児1人当たりの居室面積)を満たす割合は、95.3%。

【参考】新設の対応方針案(P16)

- 保育室等の設置階(1)については、
 - 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等(2))を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子ども保育室等については、3階以上の設置は原則(3)不可。)
- 1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。(従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。)
 - 2 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。
 - 3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件(P21 - 3運動場の設置・面積(屋上の取扱い)参照) ~ を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)			
<p>対象</p> <p>○ 「保育所」が新たに幼稚園を設置し又は移転させる場合の当該幼稚園</p>  <p>など</p>	<p>以下の要件を全て満たす「保育所」 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの 「保育所」を廃止し、当該保育所と同一敷地内において、当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</p> 				
<p>内容</p> <p>【保育室等の2階設置】 保育室等(保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。</p> <p>【保育室等の3階以上の設置】 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避設備の設置等)を満たしていれば、設置可。</p> <p>【幼稚園設置基準】</p>	<p>【保育室等の2階設置】 現行の移行特例と同様とする。 (保育室等(乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室・便所)の2階設置については、園舎が準耐火建築物であっても、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていれば、設置可。)</p> <p>【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値</p> <table border="1" data-bbox="828 1037 1747 1181"> <tr> <td>当該移行特例を適用しなくても幼稚園基準を満たしている保育所</td> <td>約95%</td> </tr> <tr> <td>当該移行特例を適用した場合に基準を満たすことになる保育所</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>保育所が保育所基準を満たしていることが前提</p> <p>【保育室等の3階以上の設置】 <u>新設基準において、一定条件の下、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置を認めているため、移行特例なしとする。</u> 以下の要件を全て満たす場合、年齢にかかわらず保育室等の3階以上の設置可。 園舎が耐火建築物であり、保育所基準(待避上必要な設備)を満たしていること。 子どもが室内と戸外(園庭)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で園庭と行き来しやすい環境作りに配慮し、環境を通じた教育・保育の適切な提供ができること認められる場合。</p>	当該移行特例を適用しなくても幼稚園基準を満たしている保育所	約95%	当該移行特例を適用した場合に基準を満たすことになる保育所	100%
当該移行特例を適用しなくても幼稚園基準を満たしている保育所	約95%				
当該移行特例を適用した場合に基準を満たすことになる保育所	100%				

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	-	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」 <u>これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの</u> <u>「幼稚園」を廃止し、当該幼稚園と同一敷地内において、当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合(園舎の新築を行う場合は、新設基準に適合しなければならない。)</u></p> 
内容	-	<p>保育室等の2階設置について、<u>幼稚園基準(耐火建築物かつ待避上必要な施設)</u>を満たしていれば可。(<u>建築基準法、消防法等で定められている施設を想定</u>) <u>【現行の幼稚園基準と同内容の移行特例を新設】</u></p> <p>【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値</p>  <p style="text-align: right;">幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提</p>

(参考) 経営実態調査



- 保育所のうち、2階に保育室等を設置する施設は約52%。うち、耐火に係る幼稚園基準を満たす施設は約90%
- 保育所のうち、3階以上に保育室等を設置する施設は約5%
- 幼稚園のうち、2階に保育室等を設置する施設は約59%。うち、階段や待避設備等に係る保育所基準を満たす施設は、約85%

(参考) 各階に保育室等を置く際の耐火・防火の条件【再掲】

		幼稚園	保育所
3階以上	保育室等	- (認められていない)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物(建築基準法) ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備、不燃仕上げ、非常警報設備、調理室の防火等)
2階	保育室等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 ✓ 待避上必要な施設(建築基準法、消防法等で定められている施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐火建築物 or 準耐火建築物 ✓ 待避上必要な設備(階段、待避上必要なバルコニー、転落防止設備等)
1階	保育室等	要件なし	要件なし

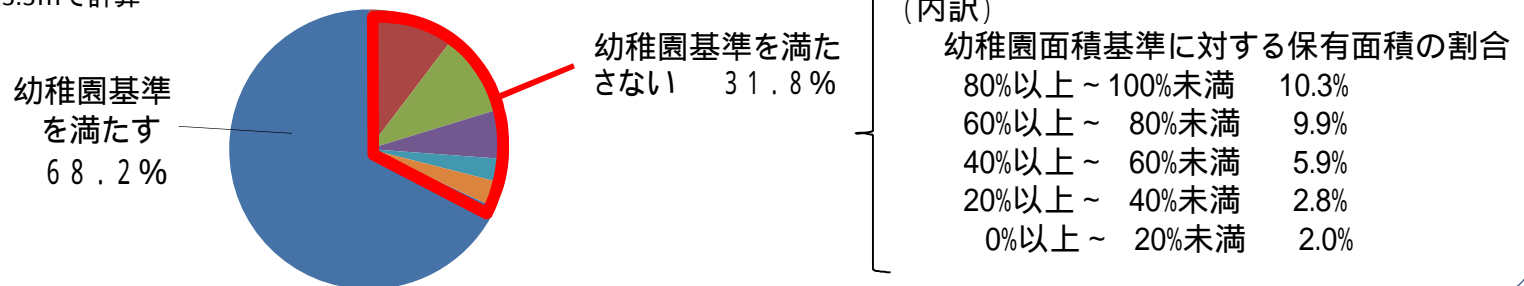
【参考】新設の対応方針案(P19)


- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - 満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	「保育所」が新たに幼稚園を設置し 又は移転させる場合の当該幼稚園 	以下の要件を全て満たす「保育所」 これまでの「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営 が確保されていると認められるもの 「保育所」を廃止し、 <u>当該保育所の施設を活用して幼保連携型認定 こども園へ移行する場合</u>
内容	満3歳以上の子どもの保育の用に供 する屋外遊戯場及び運動場の面積 が、保育所基準(子ども1人につき 3.3㎡)以上である場合には、幼稚園 基準の運動場面積(1学級:330㎡ 等)に関する規定を適用しないことが できる。 [幼稚園設置基準]	現行の移行特例と同様とする。 (満3歳以上の子どもの保育の用に供する園庭の面積が、保育所基準(子 ども1人につき3.3㎡)以上である場合には、幼稚園基準(1学級:330㎡ 等)を満たさなくてもよい。) 【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値  <p>面積算入を、同一敷地内又は隣接地に限った場合</p>

(参考) 経営実態調査

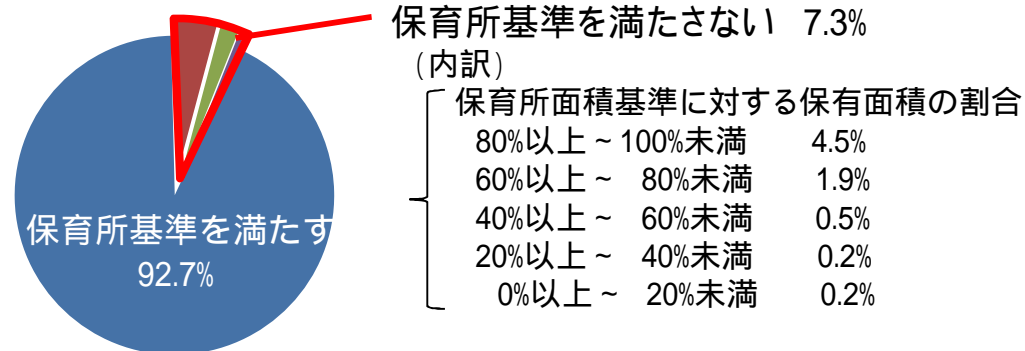
保育所の屋外遊戯場のうち、同一敷地内又は隣接地に限定した部分についての幼稚園基準(学級数に応じた面積)の適合状況
 2歳児は1人当たり3.3㎡で計算



	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	<p>「幼稚園」が新たに保育所を設置又は移転させる場合の当該保育所</p> <div style="text-align: center;">  <p>など</p> </div>	<p>以下の要件を全て満たす「幼稚園」 これまでの「幼稚園」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの 「幼稚園」を廃止し、<u>当該幼稚園の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合</u></p>
内容	<p>屋外遊戯場及び運動場の面積が、幼稚園基準の運動場面積(1学級:330m²等)と、満2歳以上満3歳未満の幼児について保育所基準の屋外遊戯場面積(1人につき3.3m²)とを合算した面積以上であるときは、保育所基準の屋外遊戯場の面積に関する基準を適用しないことができる。</p> <p><small>〔児童福祉施設設備運営基準〕</small></p>	<p>現行の移行特例と同様とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>園庭の面積が、幼稚園基準の面積基準(1学級:330m²等)と、満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき3.3m²)とを合算した面積以上であるときは、保育所面積基準を満たさなくてもよい。</p> </div> <p><small>〔移行特例の影響〕 経営実態調査の結果からの推計値</small></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> <p>当該移行特例を適用しなくても 保育所基準を満たしている幼稚園</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">約93%</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 200px;"> <p>当該移行特例を適用した場合に 基準を満たすことになる幼稚園</p> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">100%</p> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;"><small>幼稚園が幼稚園基準を満たしていることが前提</small></p>

(参考) 経営実態調査

幼稚園における保育所基準(園児数に応じた面積)の適合状況



運動場等の設置・面積(代替地の取扱い) (2.設備 - 2 運動場等の設置面積)

【参考】新設の対応方針案(P20)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。
 実際の公園等の利用を妨げるものではない。

主な意見

- 代替でもやむを得ないが、今後はやはり同一敷地内又は隣接地という方向を出して頂くことが必要。
- 保育所では、一定の条件のもと、代替地も屋上利用も認められていることから、あまりに高い基準にすると移行が不可能な園が多々出てくるのではないか。
- 既存施設が移行する場合でも、園舎と同一の敷地内又は隣接することが原則。
- 日常的に自主的に動ける環境が必要なので、同一敷地内という環境を重視してほしい。
- 近隣の公園では、子どもが自主的に自ら遊んでいくことができるという環境を作っていくことは厳しい。どうしても代替地を取り扱っていくのならば、行政の支援を受け、例えば午前中はその園の子どもたちが遊べるような条件を確保するなど、地域の人との話し合いも含めた協力がなければ、単に公園を利用するというだけでは子どもが遠慮して遊べない。
- 園庭や屋上を面積算入をさせないとなると、本当に数を増やせるのだろうかという疑問。質も本当に大切だが、この仕組みを大きく広げていくという観点も必要。
- 設置促進を今後考えるならば、地域の実情に応じて、一定程度の弾力的対応も当然の間は必要。ただしその場合の特例要件には、現行保育所の各4要件に加え、教育・保育課程、年間指導計画に基づく教育・保育実現のために年間を通して計画的な使用が可能であることを要件とすべきではないか。
- 移行特例の効果として100%になるわけではないが、移行特例によって一定の効果があることは確認できた。さらに精緻化を図ることを期待。
- 3歳以上の学校教育について必要な面積の確保という部分をしっかり押さえて頂きたい。
- 2歳児部分の面積算入を認めることは、当面10年の措置であることを明確にすべき。

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型、保育所型、地方裁量型	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 <u>これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの</u> <u>「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合</u>
内容	屋外遊戯場について、 子どもが安全に利用できる場所 利用時間を日常的に確保できる場所 教育及び保育の適切な提供が可能な場所 保育所基準による屋外遊戯場面積を満たせば、付近の適当な場所に代えることができる。 【認定こども園設備運営基準】	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭で確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、代替地の面積算入を認める。 <u>(年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。)</u> <u>子どもの安全な移動手段が確保されていること</u> <u>子どもが安全に利用できる場所</u> <u>利用時間を日常的に確保できる場所</u> <u>教育及び保育の適切な提供が可能な場所</u> 【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 当該移行特例を適用しなくても 保育所基準を満たしている保育所 約89% </div> <div style="font-size: 2em; color: orange;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 当該移行特例を適用した場合に基準を満たすことになる保育所 約93% </div> </div> 面積算入を、同一敷地内又は隣接地に限った場合

運動場等の設置・面積(屋上の取扱い) (. 2 . 設備 - 2 運動場等の設置面積)

【参考】新設の対応方針案(P21)

教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上の面積算入は**原則**不可とする。

ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。

耐火建築物であること。

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。

防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。

地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と戸外(屋上)の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。

保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。

園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。

主な意見

- 園庭や屋上を面積算入をさせないとすると、本当に数を増やせるのだろうかという疑問。質も本当に大切だが、この仕組みを大きく広げていくという観点も必要。【再掲】
- 屋上園庭の中でも、例えば、保育室と出入り自由であり、畑や砂場、手洗い設備等も備えるような場合、教育的観点である「子どもが自ら主体的に自由に利用できる身近な環境の実現」が担保されていると考える。このようなケースは園庭として認めるべき。【再掲】

	現行の移行特例等	移行特例の対応方針(案)
対象	(新設の場合を含めた取扱いの特例) 幼保連携型認定こども園を構成する「幼稚園」	以下の要件を全て満たす「幼稚園」又は「保育所」 これまでの「幼稚園」又は「保育所」としての運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるもの 「幼稚園」又は「保育所」を廃止し、当該「幼稚園」又は「保育所」の施設を活用して幼保連携型認定こども園へ移行する場合
内容	屋外遊戯場について、以下の要件に該当する場合には、屋上を含む取扱いとして差し支えない。 耐火建築物であること。 保育所保育指針に示された保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。	満2歳以上の子どもに係る園庭の必要面積を、園舎と同一敷地内又は隣接する位置にある園庭等で確保できない場合、満2歳の子どもの必要面積(1人につき3.3㎡)に限り、以下の要件を全て満たす場合は、屋上の面積算入を認める。(年齢による面積基準の算定は、実際の利用の状況まで縛るものではない。) 耐火建築物であること。 幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 屋上(屋上と同一階を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。 なお、新設基準において、一定条件の下、満3歳以上の子どもに係る必要面積の算入を認めている。 【移行特例の影響】 経営実態調査の結果からの推計値 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 当該移行特例を適用しなくても 保育所基準を満たしている保育所 約89% </div> <div style="font-size: 2em; color: orange; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 当該移行特例を適用した場合に基準を満たすことになる保育所 残り約11%のうち、上記 ~ を満たす部分の割合が拡大 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">面積算入を、同一敷地内又は隣接地に限った場合</p>